

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>肥料の保管をより簡単にすることができるので賛成である。ただしこのパブリックコメントがあることを知らない人が多いので、テレビや他の媒体でもっと国民に知ってもらえるようにして欲しい。この肥料に関する他の国民の意見を聞いてみたい。</p>	<p>本改正案に関する意見・情報の募集については、肥料の業界団体等を通じて、肥料製造事業者等に広く周知しております。</p>
<p>第三者が肥料関係事業者に代わって肥料原料の保管を行える仕組みは必要ない。 現行で何ら問題はない。</p>	<p>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）に基づき、肥料原料の備蓄の取組を推進しているところですが、この取組を一層促進させるため、本改正は必要なものと考えています。</p>
<p>「保管事業者」を追加しても、保管事業者が外資だったりすると、いざという時「安定供給確保」に支障をきたす懸念がありますので、外資規制を入れるべきです。</p>	<p>今回追加する保管事業者についても、従前から認定を受けることのできる肥料関係事業者と同様、国で認定を行う際に、外国の法的環境等による安定供給の適切性への影響について、審査を行うこととしております。</p>
<p>改正部分については、問題が無いのであればとりあえず意見は行わないのであるが、制度に関して意見を行っておくと、事業者については、申請・届出の際に、ちゃんと法人番号の提出を行わせるようにされたい。（既に行っているのであればよいのであるが。） 意見は以上である。</p>	<p>経済安全保障推進法第9条に基づく供給確保計画の認定に当たっては、申請を行う肥料関係事業者に対し、法人番号の報告を求めているところです。</p>

(注) 本件とは直接関係のない御意見もいただきましたが、本意見募集の対象は、「肥料に係る安定供給確保を図るための取組方針の一部改正案」に関するものであるため、これらの御意見は、貴重な御意見として、今後の施策の推進に当たって参考とさせていただきます。